

議案第 35 号

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末
手当に関する条例の一部を改正する条例について

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 2 年 5 月 1 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 議会議員について、令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間、
議員報酬月額を 100 分の 90 に減額したいため。

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例案

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年
条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年5月1日から令和2年6月30日までの間における議員報酬月額に関
する特例）

6 令和2年5月1日から令和2年6月30日までの間における議員報酬月額は、第
1条及び別表第1の規定にかかわらず、これらの規定による議員報酬月額に100
分の90を乗じて得た額とする。ただし、第5条の規定を適用する場合における議
員報酬月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。